**令和５年度関東地区水産物販売促進事業委託業務仕様書（案）**

（応募申請の計画内容を反映し作成）

第１　業務の目的

本県では関東地区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の１都６県をいう。以下同じ。）とのつながりが薄く、高知県産の水産物（以下、「県産水産物」という。）は他県産に埋もれてしまい、存在感が無くなっている。そこで、日本一の消費地である関東地区において、水産物流通の中核を狙い、幅広い販売ネットワークを有する東京都中央卸売市場（以下、「豊洲市場」という。）の卸売業者又はその関係会社との連携による県産水産物の商流物流も含めた効率的な販路の開拓、拡大及び高知県産を前面に押し出し、認知度の向上に向け、関東地区での流通ネットワークの基盤作りを行う。

第２　業務の内容

下記業務について、訪問、電話などによる営業活動、高知フェア等催事の企画提案、店舗への販促費の支出、産地との調整及びバイヤー等の産地アテンドなどの販売促進活動について取り組むこと。なお、それぞれの業務では、県産水産物の認知度向上のため、商品が高知県産であることが分かるよう明記し、販売すること。また、高知県産農産物等との連携した販売に取り組むこと。（※１～３の業務の選択制。ただし、業務１及び業務２は必須とする。）

１　量販店への販売促進活動

　（応募申請書類の計画内容を記載）

２　飲食店への販売促進活動

　（応募申請書類の計画内容を記載）

３　中食、加工事業者、ECサイトと連携した販売促進活動

　　（応募申請書類の計画内容を記載）

第３　事業の販売対象品目

本事業の販売対象品目は、高知県内で水揚げされた天然魚介類、県内で生産された養殖魚、及びそれらを加工したものとする。

第４　委託期間

　　契約締結日から令和６年３月20日までとする。ただし、事業実施期間は、契約締結日から令和６年２月末日までとし、３月20日までに業務完了報告書を提出することとする。

第５　販売目標額の設定

本仕様書の取り組みにより得られる本業務の目標販売額は、○○○千円以上とする。

ただし、令和６年２月末までに販売目標額を達成できなかった場合に支払う委託料は、達成割合に応じて、次の算定式により算出された委託料に減額するものとする。

委託料算定式：（販売額／販売目標額）×当初委託料

　　※算出に用いる金額は全て税込みであり、算出金額の１円未満は切り捨てとする。

第６　実施体制

　　　本業務が円滑に実施できる人員及び体制を確保し、責任者を明確にするとともに、取組状況について県と共有すること。

第７　事業完了報告

　　１　年次報告

　　　受託者は、令和６年３月20日までに、「業務完了報告書」（別紙様式）、別表を作成し、

県に提出すること。

　　　なお、事業の取組状況や成果の分かる写真については、カラー印刷で提出すること。

２　月次報告

受託者は、毎月10日までに前月の売上げ集計表（別紙２）及び事業実施内容が分かる写真（別紙３）を記載し、進捗状況を県に報告するものとする。

第８　その他

　　本業務の実施にあたり、やむを得ない理由により計画の変更や中止が必要と考えられる場合は、その都度県と受託者が協議し、対応を決定するものとする。

　　また、本仕様の業務の他に必要な取組が生じた場合は、その内容や実施方法等について、県と協議のうえ決定する。

　別紙

令和　　年　　月　　日

高知県知事　濵田　省司　様

所在地

会社名

代表者名

令和５年度関東地区水産物販売促進事業委託業務完了報告書

令和５年度関東地区水産物販売促進事業委託業務仕様書第７の１に基づき、事業実績を下記のとおり報告します。

記

・別表（業務完了報告）

・県産水産物の販売金額が分かる資料、販売状況が分かる写真（添付）

※写真は売場全体が分かるものと、商品の詳細が分かるもの（飲食店の場合はメニュー表等）

を撮影し、どこの店舗でどのように実施されたか分かるようにしてください。